

「I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：武庫川女子大学薬学部

改善報告書提出日：平成 30 年 3 月 27 日

評価実施年度：平成 28 年度

平成 30 年 7 月 6 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

■但し書きへの対応について

改善すべき点 (14) (15)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

○「総合判定の結果の但し書き」

4年次の必修科目である「プレファーマシー実習Ⅱ、Ⅲ」、「総合演習Ⅰ」の単位認定に外部試験である薬学共用試験の可否を条件にする制度、および「卒業研究Ⅱ」に、実質的には卒業試験とみなされる試験を課して学士修了認定要件とする制度は、公正かつ厳格な成績評価の観点から不適切である。

○ 提言「改善すべき点」

14. 薬学共用試験の合格を「プレファーマシー実習Ⅱ、Ⅲ」、「総合演習Ⅰ」の単位認定の条件とする制度を早急に改善する必要がある。(8. 成績評価・進級・学士課程修了認定)

15. 「卒業研究Ⅱ」に実質上の卒業試験である「卒業研究Ⅱ試験」を課し、学士課程修了条件とする制度を早急に改善する必要がある(8. 成績評価・進級・学士課程修了認定)。

(3) 本評価時の状況

①「改善すべき点 14」について

本評価の時点では、平成 26 年度までの入学者については、実習科目 2 科目「プレファーマシー実習Ⅱ・Ⅲ」と「総合演習Ⅰ」の単位認定には薬学共用試験の合格が必要であるとしていた。

②「改善すべき点 15」について

本評価の時点では、「卒業研究Ⅱ」の単位認定に「卒業研究Ⅱ試験」を課し、その試験に合格することを単位認定の要件としていた。

(4) 本評価後の改善状況

① 「改善すべき点 14」について

平成 27 年度入学生より、これらの科目の単位認定には薬学共用試験の合否を用いない制度に改善している（根拠資料 1・2）。

② 「改善すべき点 15」について

「卒業研究Ⅱ」の単位認定に「卒業研究Ⅱ試験」を課し、その合格を単位認定の要件としていた点については、「自己点検・評価書」（64 ページ）の [改善計画]（2）に記載したように、平成 24 年度入学生からこの制度を廃止する予定であった。

平成 28 年度第 2 回薬学部教授会（平成 28 年 5 月 25 日）においてこの制度の廃止が確認され、平成 29 年度以降は「卒業研究Ⅱ」の単位認定に学力試験の結果を用いない制度とした（根拠資料 3）。これにしたがい、平成 28 年度までの「卒業研究Ⅱ」のシラバス（根拠資料 4）では「単位の認定には卒業研究Ⅱ試験の合格が必要である」と記載していたものを、平成 29 年度シラバス（根拠資料 5）においては、この記載を削除して、学生に周知し、改善した。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

根拠資料 1：履修便覧 2014（平成 26 年度入学者用：薬学部薬学科進級要件）

根拠資料 2：履修便覧 2015（平成 27 年度入学者用：薬学部薬学科進級要件）

根拠資料 3：平成 28 年度第 2 回薬学部教授会議事録（抄）

根拠資料 4：「卒業研究Ⅱ」シラバス（平成 28 年度）

根拠資料 5：「卒業研究Ⅱ」シラバス（平成 29 年度）

検討所見記入欄

改善すべき点 14：

薬学共用試験の合格を「プレファーマシー実習Ⅱ、Ⅲ」、「総合演習Ⅰ」の単位認定の条件とする制度については、平成 27 年度入学生よりこれらの科目の単位認定には薬学共用試験の合否を用いない制度に改善している（資料 2）。この改善は、本評価時（平成 28 年度）には既に行われており、年次進行により平成 27 年度入学生が 4 年次に進級する平成 30 年度をもって改善が完了するよう、適切な措置を講じている。なお、このことは、入学時に学生に配布している「履修便覧」でも示しており、学生・保護者に対しても周知を図っている。したがって、本機構が指摘した点が改善されたと判断できる。

改善すべき点 15：

「卒業研究Ⅱ」に実質上の卒業試験である「卒業研究Ⅱ試験」を課し、学士課程修了条

件とする制度の廃止については、平成 28 年度第 2 回薬学部教授会（資料 3 平成 28 年 5 月 5 日）において確認された。それにしたがって、平成 29 年度 6 年次生（平成 24 年度入学生）からは、「卒業研究Ⅱ」の単位認定に学力試験の結果を用いない制度に改善されていることが資料から判断できた。したがって、本機構が指摘した点が改善されたと判断できる。